

## ◆ 大手電気通信事業者のプラン変更だと誤解させる 光回線の電話勧誘にご注意ください。

### 【相談事例】

大手電気通信事業者のサービス名を言って、「別々に支払われている通信費用(回線・プロバイダ)を一本化できるようになった。通信費用が安くなる」と電話がかかってきた。

契約している事業者からの電話と思い、話を聞いた。「パソコンで手続きをして転用承諾番号というものをもらうように」と言われ、よくわからないまま事業者のいうことに応じた。

大手なので

説明がわからなかったなあ



①光コラボレーションモデルは必ず料金が安くなるわけではありません。  
②転用承諾番号の取得をお願いする勧誘にご注意ください。

後日、大手電気通信事業者とは関係のない事業者との契約に変更させられていることが分かった。解約して元に戻してほしい。(60歳代 女性)

### ～光コラボレーション事業者や代理店の営業活動が活発に！～

NTT(東日本、西日本)との関係を装い、乗換先との契約の勧誘であることを説明せず、契約プランの変更であると誤解させるような説明をして光回線サービスの卸売の契約をさせるといった悪質なケースが多発しています。

【参考リンク】総務省からのお知らせ

- ・ [光コラボレーションモデル 不適切な電話勧誘にご注意ください！](#)

一度乗換の契約をしてしまうと以前の契約先に戻すにも、改めて契約をし直す必要があります。また、光コラボレーション事業者の契約を解約する際には違約金を請求される場合も多いです。ただし、光回線サービスやプロバイダなどの通信契約には契約書を交付した日を含めて8日間は違約金なしに契約を解除できる制度(初期契約解除制度)があります。なお、この期間が過ぎていても、誤解させる説明により契約したときは事業者に対して、契約の取消しや無効を主張できる場合があります。

訪問販売や電話勧誘を受けた際には、相手方の事業者名やサービス名を必ず確認しましょう。不安に思うことがあれば一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

### ◆ 大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

● **消費生活相談専用電話：6614-0999**

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター  
エルちゃん